

仕 様 書

1. 件名 大阪中之島美術館 事務室家具等の購入
2. 規格・基準品・指定品・数量
 - (1) 「物品明細書」のとおり
 - (2) 「物品明細書」同等品欄に「×」と記したものについては、指定品以外は認めない。
 - (3) 「物品明細書」別紙規格一覧で「1. 調達物品」に「(4) 付属品」を記しているものは、基準品を選定した場合は基準品とともに調達し、設置時に取り付けること。
3. 納入場所 大阪市北区中之島4丁目 大阪中之島美術館 1階事務室
※納入場所における各物品の搬入・設置場所は、別紙1のとおりとし、詳細については受注者決定後通知する。
4. 納入期限 令和3年7月9日（金）
5. 納入について
 - (1) 作業時間は原則9：00～17：30の間とする。
 - (2) 物品の納入にかかる必要経費は全て受注者負担とする。
 - (3) 納入日程については発注者と協議の上決定すること。なお、納入は令和3年7月1日（木）以降に行うこと。
 - (4) 物品を開梱、組み立て、設置し、すぐに使用できる状態で、発注者による納入検査を受けること。
 - (5) 納入時に、施設やその設備等に損傷を与えないように十分注意すること。また、納入時に発生した廃棄物等は全て受注者が持ち帰り、適切に処分すること。
6. 特記事項
 - (1) 保証
納入後、通常の使用により1年以内に異常が生じた場合は、速やかに無償で修理、部品交換、または物品自体の交換を行うこと。
 - (2) 搬入・設置
 - ア 物品明細書No.1のテーブルは、2台を連結させたうえで、付属品を取り付けて設置すること。
 - イ 物品明細書No.1、6、11、12、14のテーブル及びデスクは、設置時に付属品等を利用して床面からの電気配線を行うこと。なお、配線コードについては発注者側で準備する。
 - ウ 物品明細書No.14のテーブルは、マルチコンセントユニット取付口4か所のうち、1箇所は電話線を通すためマルチコンセントユニットは取り付けないこととする。
 - エ 物品明細書No.16のボックス型ミーティングブースセットは組み立てて設置すること。
 - オ 物品明細書No.24～27、30～31のアイランド型収納家具は、組み立てた上で、No.32～34

の天板を取り付けること。

カ 物品明細書No.37 の雑誌架には、物品明細書No.38 の雑誌架天板を取り付けること。

キ 物品明細書No.40 の書架は、転倒防止のための壁面固定を行うこと。

ク 物品明細書No.41、42 のローパーティションは組み立てて納品すること。

ケ すべての物品は、別紙1の図面とおりに配置すること。なお床は全てOAフロアである。

(3) 本仕様書に記載のない事項については、発注者と協議の上決定すること。

7. 担当

地方独立行政法人大阪市博物館機構 大阪中之島美術館準備室

住所：〒553-0005 大阪市福島区野田1丁目1-86

大阪市中心卸売市場本場業務管理棟8階

電話：06-6469-5194 ファックス：06-6469-5195